平成２１年（フ）第１２９号
岐阜県多治見市広小路２丁目58番地の１
カーネギー多治見302
債務者　水野理恵子
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
岐阜地方裁判所多治見支部
平成２１年（フ）第１３０号
岐阜県中津川市中津川2564番地の1092
債務者　工藤　明美
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
岐阜地方裁判所多治見支部
平成２１年（フ）第１３２号
岐阜県多治見市喜多町４丁目51番地　日比野マンション401
債務者　榊原　達夫
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
岐阜地方裁判所多治見支部
平成２１年（フ）第１４２号
静岡県三島市東本町１丁目16番17号
債務者　髙橋　初義
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係
平成２１年（フ）第２１７号
静岡県田方郡函南町仁田143番地の13
債務者　高井　和予
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係
平成２１年（フ）第２７５号
静岡県御殿場市萩原1095番地の217
債務者　嶺野美代子
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係
平成２１年（フ）第２８４号
静岡県沼津市大岡567番地の１　東静マンション302
債務者　小野ナンシーこと　ＯＮＯ　ＮＡＮＣＹ　ＶＡＬＥＲＩＡ
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係
平成２１年（フ）第２８５号
静岡県沼津市大岡567番地の１　東静マンション302
債務者　小野メリサこと　ＯＮＯ　ＭＥＬＩＳＡ　ＡＮＡＨＩ
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係
平成２１年（フ）第２９６号
静岡県御殿場市二枚橋530番地の８
債務者　鈴木　裕市
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係
平成２１年（フ）第２９７号
静岡県駿東郡小山町菅沼501番地の３
債務者　込山　千明
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係
平成２１年（フ）第３０１号
静岡県沼津市岡宮558番地の15
債務者　横濱　純子
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係
平成２１年（フ）第３０４号
静岡県裾野市深良607番地の６
債務者　羽田　純子
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係
平成２１年（フ）第３１２号
静岡県御殿場市萩原518番地の１　ドリームパレス404
債務者　五十嵐理恵
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係
平成２１年（フ）第３２４号
静岡県沼津市小諏訪973番地の２　レオパレス21小諏訪Ⅱ104号、前住所静岡県沼津市豊町10番地の６
債務者　星野さゆり
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係
平成２１年（フ）第３８号
愛知県北名古屋市徳重東出18番地１　ソレーユ五条壱番館303号
債務者　関戸　理恵
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２１年（フ）第１３５６号
名古屋市北区西味鋺２丁目323番地　ホワイトハウスＶ103号
債務者　川津　隼人
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２１年（フ）第１８１６号
名古屋市北区中味鋺３丁目814番地　メゾンあじま102号
債務者　山下　哲也
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部